

改善計画実施状況報告

2026年9月1日 長野県石油商業組合

項目 番号	改善計画(P)	実施状況(D)	完了日	実施状況の分析・評価(C)	今後の対応(A)
2.1	北信支部としての具体的対応				
	(1)基本方針の消滅の確認と周知徹底	・令和7年12月5日に役員会を開催し、従前の違法な基本方針が完全に消滅していることを確認。 ・同役員会では、販売価格の改定額等を支部として決定し、支部員に実施させる方針を今後一切採用しないことを決議。 ・決議後、北信支部の全支部員に対し、当該方針の消滅及び再発防止を文書で周知徹底した。	令和8年2月28日	・現時点で、当該方針に基づく価格決定や価格誘導を継続している事実は確認されていない。	・価格決定の方法に関する疑義が生じた場合は、支部長が直ちに本部へ報告し、本部及びコンプライアンス委員会の助言を受けて是正する。 ・本部は、北信支部の会合、通知文書及び議事録を継続的に確認し、価格に関する不適切な議題、発言又は資料がないかを点検する。 ・点検結果は記録として保存し、県への定期報告に反映する。
	(2)価格決定の自主性の宣言	・令和7年12月5日の役員会において、特定揮発油（レギュラー・ハイオク）の販売価格、価格改定額、改定時期その他価格に関する事項を支部として決定しないことを決議。 ・同役員会では、価格に関する取り決め、誘導、申し合わせ又は示唆を名目を問わず行わないことを確認した。 ・同役員会では、各支部員がそれぞれの責任において、自主的かつ独立して販売価格を決定することを全会一致で決議。	令和8年2月28日	・価格に関する発言が会合の場等で再発しないよう、下記監視体制の着実な運用と継続が必要。	・各会合の冒頭で、「価格は各事業者が自主的に決定する」ことを出席者全員で確認する。 ・上記確認の実施は、議事録に明記する。 ・価格に関する発言があった場合は、支部長又は役員がその場で制止し、対応内容を議事録に記録する。 ・必要に応じて本部へ報告し、追加研修又は注意喚起を実施する。
	(3)会合等における監視体制の導入	・価格に関する協議又は情報交換が会合で行われないよう、支部長及び役員が会合の議題、配布資料及び発言内容を確認した。 ・会合後は議事録を作成し、価格に関する議題又は発言の有無を記録した。 ・不適切な発言があった場合は制止し、是正した内容を議事録に記録し、本部が確認する運用としている。	令和8年2月28日	・全ての会合について議事録確認と役員による監視を実施しており、達成。 ・報告案作成時点で確認した全議事録（2件）では、価格決定や価格誘導につながる議題は確認されていない。	・支部役員は、各会合で価格に関する不適切な議題又は発言がないかを引き続き確認する。 ・本部は、支部から提出された議事録を確認し、監視体制が実際に機能しているかを継続的に点検する。

項目 番号	改善計画(P)	実施状況(D)	完了日	実施状況の分析・評価(C)	今後の対応(A)
2.2	組合本部としての対応				
	(2)本部から北信支部および全支部への即時介入と対応	・北信支部の事案を組合全体の問題として受け止め、令和7年2月に理事長名で全支部へ緊急通達を发出した。 ・緊急通達では、独占禁止法の遵守、価格決定の自主性及び価格に関する協議の禁止を全支部へ改めて周知した。 ・令和7年3月上旬に県内7支部に対して緊急点検を実施。 ・緊急点検では、販売価格その他取引条件について、支部又は支部員間で協議、取り決め又は情報共有を行ってはならないことを各支部に明確に伝えた。	令和7年2月~3月	・全支部に対し、価格に関する不適切な協議を行わないことを周知した。	・緊急点検を一過性の対応で終わらず、各支部からの定期報告により支部運営を継続的に確認する。 ・各支部から議事録の提出を受け、価格に関する不適切な協議の有無を確認する。 ・必要に応じて本部役員が支部会議に出席し、支部運営の状況を直接確認する。 ・確認の結果、問題点を発見した場合は、必要な改善指導を行う。
	(3)理事会への報告と全県的共有	・令和8年2月12日の本部理事会において、排除措置命令の内容を報告し、違反行為に至った経緯を共有するとともに北信支部及び本部が講ずべき是正措置を確認した。 ・本件を北信支部だけの問題ではなく、全県的なガバナンス及びコンプライアンス上の課題として共有。 ・支部運営に対する本部の指導及び監督を強化する必要性を確認。	令和8年2月12日	・共有内容を今後のコンプラ研修等に反映し、継続的な行動に結び付けるよう取り組む。	・各理事会において各支部の取組状況を報告する。 ・改善が必要な支部に対しては、本部が具体的な指導を行う。 ・理事会で確認した内容は議事録に明記し、県への定期報告に反映する。

項目 番号	改善計画(P)	実施状況(D)	完了日	実施状況の分析・評価(C)	今後の対応(A)
4.1	理事会メンバーの刷新と役割分担の明確化				
	・ 理事会構成員の抜本的な刷新	・ 令和8年6月3日の通常総代会において、理事の辞任に伴う補充選任を実施し、新たに5名の理事が就任した。 ・ 理事会は合計15名体制で組合運営を行う体制となり、組合運営を新体制で進める基盤を整えた。 ・ 理事の刷新は、従前の組合運営を見直し、再発防止策を組織として実行するための体制整備として実施した。	-	・ 専務理事は人選を進めているが、報告時点で空席となっている。	・ 理事会は新体制の下で改善計画の進捗を定例的に確認する。 ・ 各理事は再発防止策の実行責任を共有し、担当する取組の進捗を理事会へ報告する。 ・ 令和8年度内までに空席となっている専務理事を選任し、新たな体制による理事会運営を確立する。
	・ 理事長等の権限・責任範囲を明確に定義し、組織内外に明示	・ 令和8年7月28日の理事会で、理事長及び理事の権限・責任範囲を明確化する必要性を確認した。		・ 理事会で理事長及び理事の権限・責任範囲を中央会より8月20日講演を受講し必要性を確認したが、権限・責任範囲を定める規程類の整備、理事会承認、組織内外への明示は完了していない。 ・ 報告時点で、職務権限規程、職務分掌表及び組織図等への明文化は完了しておらず、権限・責任範囲を組織内外へ公表する段階には至っていない。 ・ 未完了の理由は、新体制移行後の実務分担、既存規程との整合性及び総代会・理事会での承認手続の整理に時間を要しているためである。	・ 令和9年4月を目途に、理事長、副理事長、専務理事、各理事及び監事の権限と責任を整理した職務権限規程案及び職務分掌表を理事会で審議し、承認する。 ・ 承認後は、組合員へ文書で周知し、組織図及び規程類の概要をホームページ又は報告書で公表する。 ・ 規程類は定期的に見直し、実態に即した運用を継続する。
	・ すべての理事会におけるコンプライアンスに関する定例報告を義務化	・ 令和8年7月28日の理事会で、コンプライアンスに関する報告及び協議を継続的に行う必要性を確認した。	-	・ 令和8年8月以降の理事会から「コンプライアンス及び改善計画進捗報告」を定例議題とすることに決定した。 ・ 未完了の理由は、報告項目、報告者、資料様式、議事録への記録方法の検討に時間を要しているため。	・ 理事会で報告した内容及び決定事項は議事録に明記する。

項目 番号	改善計画(P)	実施状況(D)	完了日	実施状況の分析・評価(C)	今後の対応(A)
外部専門家の理事・監事への登用					
4.2	(1) R8年度中の外部専門家の理事・監事への登用	・理事会において候補者の選定、必要な専門分野及び組合運営上の位置付け等について協議を開始、継続。	継続協議中	・外部専門家の理事・監事への登用決定には至っていない。総代会への議案上程までは完了していない。 ・未完了となっている理由は、候補者選定、就任条件の調整等を慎重に行う必要があるため。	・透明性向上及びガバナンス機能強化の観点から、弁護士、公認会計士、企業法務又はコンプライアンスに知見を有する外部専門家の登用を検討する。 ・理事会及び関係機関と協議し、必要な定款又は規程の整備を行ったうえで、令和8年度中に総代会又は臨時総代会への議案上程を目指す。
監事の権限強化と定款の変更					
4.3	・R8.6通常総代会において定款を変更し、業務の適法性を監査する権限を明文化	・これまでの理事会等において、監事の監査権限を会計監査に限定せず、業務の適法性及び適正性を確認できるよう、業務監査権限を明文化するための協議を重ねた。	継続協議中	・監事の業務監査権限を明文化する定款変更は実施できていない。 ・未完了の理由として、6月3日の通常総代会で理事会構成員の刷新を優先したため。	・監査機能の強化に向け、定款変更案、監事による確認の対象、理事会への報告方法、コンプライアンス委員会との役割分担等を整理する。 ・関係機関と協議した上で、理事会で定款変更議案を審議し、令和9年度総会までに、総代会又は臨時総代会へ議案を上程できるよう準備を進める。
コンプライアンス委員会の改組と外部委員の増員					
4.4	・R8年度中に外部委員の追加選任を前提とした体制拡充について具体的な協議を進め、実質的に独立した第三者機関としての位置付けを確立	・コンプライアンス委員会について、外部委員の構成、役割、選任方法、委員会の独立性、理事会への提言方法を検討した。 ・令和8年度は、現行の外部委員2名体制で委員会を運営している。 ・外部委員の追加選任は、必要な専門分野、候補者確保、独立性の担保、委員会規程の見直しを整理する必要があるため、現時点では実施に至っていない。	継続協議中	・委員会の第三者性・独立性を高めるための具体的な制度設計が必要であり時間を要している。	・当面は外部委員2名体制を維持する。 ・委員会の実効性を検証するため、令和9年4月までに、理事会への提言、指摘事項及び改善措置への反映状況を確認する。 ・検証結果を踏まえ、外部委員の追加選任を含む体制拡充について関係機関と協議を進めながら、理事会から独立した第三者機関としての機能強化を図る。

項目 番号	改善計画(P)	実施状況(D)	完了日	実施状況の分析・評価(C)	今後の対応(A)
本部・支部間の連携と報告体制ルール化					
4.5	(1)議事録作成と本部提出の義務化・正副理事長への報告記録の作成保管	・令和8年9月から理事会及び各支部会について、議事録を作成し、本部へ提出する運用を開始予定。 ・本部は、提出された議事録により支部運営の状況を把握するとともに、正副理事長が支部会議へ出席することにより、本部による確認機会を確保している。		・全支部で統一的に運用するためのルールは未整備。	・令和8年9月を目途に、議事録の作成様式、提出期限、提出先及び確認方法を定めたルールを整備する。 ・正副理事長への報告については、報告日、報告者、報告内容及び対応方針を記録し、理事会で定期的に確認する。
	(2)本部役員による支部会議のランダムモニタリング	・対象支部の選定方法、出席者、確認項目、記録様式、支部へのフィードバック方法等、モニタリング運用手法を検討した。		・報告時点では、ランダムモニタリングは開始していない。 ・未完了となっている理由は、実効性のあるモニタリング方法及び結果を改善指導や支援につなげる仕組みの構築に時間を要しているため。	・速やかに運用方法を整理・決定し、令和8年12月を目途に、本部役員による支部会議のモニタリングを開始する。 ・モニタリング結果は理事会で共有し、必要に応じて支部への改善指導に活用するとともに、県への定期報告に反映する。
コンプライアンス宣言の制定と全組合員への徹底					
5.1	すべての組合会合の冒頭において出席者全員で宣言を確認	・令和8年6月3日の通常総代会において、出席者全員でコンプライアンス宣言の内容を確認した。 ・確認では、組合として法令遵守を徹底し、価格に関する不適切な協議を行わないことを共有した。	-	・全ての組合会合での冒頭確認は定着途上であり、チェック体制の整備等が今後の課題。	・令和8年9月以降は、宣言を確認した会合では、議事録に「宣言確認済み」と記載する等、徹底・事後チェックできるよう運用の改善を図る。 ・宣言文は、組合員が随時確認できるよう、文書配布、ホームページ掲載等により定期的に周知する。

項目 番号	改善計画(P)	実施状況(D)	完了日	実施状況の分析・評価(C)	今後の対応(A)
5.2	専門家によるコンプライアンス研修の実施				
	(1)令和8年度研修計画 第1回：6月総代会出席者 第2～6回：7～10月に県内 5地区で開催	・令和8年6月3日の通常総代会において、総代会出席者を対象に第1回コンプライアンス研修を実施。 ・研修では、全石連副会長専務理事を講師に、カルテル問題を踏まえ、独占禁止法遵守、価格情報の取扱い、会合で避けるべき発言及び相談・通報方法を確認した。	・第1回6月3日 ・第2回8月25日	・本年度計画の第1回・第2回研修は実施済。 ・第3回からの地区別研修は10月から実施予定。	・第3回以降の研修は、コンプライアンス委員会と連携して順次実施予定。 ・研修実施後は、欠席者へのフォローを行うとともに、理解度確認、遵守誓約書の回収状況を取りまとめ、理事会及び県への報告に反映する。
	(2)外部専門家を講師とし、参加率向上のためリモート配信を併用	・講師候補、研修テーマ、配信方法、参加確認方法を検討しており、報告案作成時点では、外部専門家による研修及びリモート配信の併用は実施できていない。	実施準備中	・講師選定やオンライン配信環境の確認等に時間を要しており、外部専門家による研修及びリモート配信の併用は実施できていない。	・10月以降実施予定の研修で外部専門家による研修を実施できるよう、コンプライアンス委員会と連携して講師候補を調整する。 ・対面参加が困難な組合員にも受講機会を確保するため、オンライン配信又は録画視聴の方法を整備する。 ・開催後は、参加率、質疑内容、アンケート結果を分析し、次回研修の改善につなげる。
	(3)第2～6回の参加率100% 誓約書回収率100%	・第3回から第6回の地区別研修は、報告書作成時点では未実施である。 ・地区別研修が未実施であるため、参加率100%の達成確認はできていない。	実施準備中	・第3回から第6回の研修未実施に伴い、参加率の達成確認は未了。	・研修実施時期及び講師選定を早急に確定し、計画的に研修を実施する。 ・対象者リストを作成し、研修ごとに出席を管理する。 ・欠席者には、別日程、オンライン視聴による補講を行い、全員受講を目指す。 ・遵守誓約書は研修当日又は補講後に回収し、未回収者には個別に連絡する。 ・参加率100%の達成に向け、進捗を理事会で確認する。 ・回収率100%については今後方策を検討する。

項目 番号	改善計画(P)	実施状況(D)	完了日	実施状況の分析・評価(C)	今後の対応(A)
公益通報対応体制の構築と実効的運用					
5.3	(1)公益通報窓口の設置	・令和8年1月16日に公益通報窓口は設置済みであり、組合員等からの相談及び通報を受け付ける体制を整備した。 ・通報窓口では、法令違反又はそのおそれに関する情報を受け付け、必要に応じて事実確認、関係者への聞き取り及び是正措置の検討につなげる運用としている。 ・報告時点では、重大な通報案件は確認されていない。	令和8年1月16日	・公益通報窓口の設置は完了し、通報を受け付ける体制を維持している。	・通報者の匿名性を確保し、不利益取扱いを行わない運用を徹底する。 ・通報があった場合は、受付日、内容、対応状況、是正措置及び再発防止策を記録し、コンプライアンス委員会において対応する。 ・重大事案がない場合でも、窓口の周知状況及び運用状況を定期的に確認する。
	(2)周知徹底 ①ポスター、メール、HPを通じた周知 ②通報者の匿名性確保および不利益取扱いの禁止を規定で保証 ③長野県への不服の申し出について規定に明記	・公益通報窓口について、全組合員に対して令和8年1月16日付けで窓口開設通知を送付、規定とともにHPに開示した。通知文を事務所に掲示するよう依頼した。 ・通知では、相談・通報先、通報対象、匿名性の確保及び不利益取扱いの禁止について周知した。	-	・公益通報窓口の周知は継続的に実施していく。	・公益通報に関する規定を制定し、通報者の匿名性確保、不利益取扱いの禁止を明記した。 ・適切に運営し、安心して通報できる環境を維持できるよう、周知を継続、コンプライアンス委員会で運用について今後チェックしていく。
	(3)達成基準 通報窓口開設文書(又はポスター)配布率・揭示率100% 不利益を懸念することなく相談通報できる環境整備	・上記のとおり組合員への周知は実施済み。 ・報告案作成時点では、通知文の配布率・揭示率100%を客観的に確認できていない。 ・全ての対象先に文書が届いているか、揭示されているか、相談又は通報しやすい環境が整っているか追加確認が必要。	-	・上記のとおり周知は実施済み。 ・配布率・揭示率100%の客観的確認を行っている最中であり、安心して相談・通報できる環境整備は継続していく。	・令和8年12月までに、支部ごとに配布状況及び揭示状況を確認する。 ・未配布又は未揭示の箇所がある場合は、個別にフォローし、配布率・揭示率100%を目指す。 ・通報者保護、不利益取扱いの禁止及び匿名通報が可能であることを改めて周知する。 ・運用状況はコンプライアンス委員会で検証し、必要に応じて制度改善を行う。
会議の運営ルールの厳格化と事前審査体制					
5.4	事前クリアランス制度の導入	・会議の事前クリアランス制度導入によって、会議の議題、配布資料及び説明内容が価格協議又は価格情報交換につながらないよう事前に確認する必要性を確認した。 ・確認者、確認時期、確認資料、確認基準及び記録方法を検討しており、制度の導入には至っていない。	-	・未達成の理由は会議前の確認手順、確認者、記録様式、理事会への報告方法等の整備に時間を要しているため。	・令和8年12月までに、事前クリアランス制度を開始できるよう準備を進める。 ・確認の結果、問題がある場合は、議題又は資料を修正・削除する。 ・確認結果及び対応状況は記録・保管し、理事会等へ定期的に報告する。

項目 番号	改善計画(P)	実施状況(D)	完了日	実施状況の分析・評価(C)	今後の対応(A)
6	進捗管理及びモニタリング体制				
	コンプライアンス委員会(5月・11月)による進捗状況及び有効性の検証	・令和8年8月5日に第1回コンプライアンス委員会を開催。 ・委員会では、今後の研修会について対応方針を議論し確認。改善計画進捗状況について報告し意見を求めた。	第1回 令和8年8月5日	・11月開催予定の委員会で改善計画の進捗及び有効性検証を継続する。	・8月委員会での確認結果を踏まえ、未実施項目ごとに必要な手続を明確化し、必要な改善措置を速やかに実施する。 ・11月委員会では、研修実施結果、通報制度の周知状況、本部報告及び支部議事録確認状況を検証し、理事会に報告するとともに必要な改善措置を提言する。
	理事会による改善策の実施	・理事会において、改善計画の進捗管理及びモニタリング体制の整備について協議した。 ・各項目の実施状況、未実施理由、今後の対応、確認方法を整理し、理事会が改善計画の進捗を継続的に確認する必要性を共有した。	-	・特に進捗が見られない取組については、理事会が先導して具体的な対策を講じている。	・改善計画の全項目について、理事会で毎回進捗状況を確認する。 ・進捗に遅れがある項目については、遅れの原因を確認し、是正策を決定する。 ・確認結果は議事録に記載し、県への報告に反映する。
7.1	情報開示				
	改善計画の公式HPでの情報開示	・改善計画を公式ホームページに掲載し、県民及び組合員に対して改善計画を情報開示した。 ・再発防止に向けた改善計画を進めていることを外部から確認できるようにした。	-	・今後は進捗状況及び実施結果を定期的に更新する。	・県民及び組合員が取組状況を確認できるよう、本実施状況報告書をホームページに掲載し随時更新するとともに、組織としての考えや状況認識を必要に応じて開示する。
7.2	行政機関との連携と定期報告				
	四半期ごとの改善状況の定期報告	・9月1日の第1回改善状況報告書提出に向け、各項目の実施状況、達成状況及び今後の対応を整理した。 ・報告書では、実施済み項目だけでなく、未達成又は一部達成の項目も記載し、未実施の理由、今後の手順、実施期限、確認方法を明記する方針のもと報告書を整備した。	令和8年9月1日 第1回報告	・第1回報告書は提出済み。	・第1回報告後も、四半期ごとに改善計画の進捗状況を県へ報告する。 ・報告時には、項目ごとの実施日、対象者、実施内容及び未実施理由を整理する。 ・次回報告までの対応、確認方法及び証拠資料も整理し、形式的な報告にとどまらない進捗管理を行う。 ・県又は関係機関から指摘を受けた事項は、理事会及びコンプライアンス委員会で対応方針を決定し、次回報告に反映する。